| JACLaP WIRE No.177 (臨時増刊号) (2016年 6月23日発刊) ************************************ |
|--|
| ====================================== |
| 寄稿: 「日本臨床専門医会会員、特に臨床検査専門医の方へ」 「臨床検査領域の平成29年度の専門医養成について」 |
| 「2017年1月1日付更新に当たっている臨床検査専門医の先生方へ」 |
| |
| |
| ====================================== |
| 「日本臨床専門医会会員、特に臨床検査専門医の方へ」 |
| _ 1 = 5 + 1 + + = W A = 1 = + = (1 + + = = 1 + + 1 = 1 = |

日本臨床検査医学会副理事長(新専門医制度担当) 日本専門医機構臨床検査領域連絡委員 山田 俊幸

会員、特に臨床検査専門医の皆さまには、新専門医制度についてご心配をおかけしております。すでに報道などでご存じと拝察しますが、各方面から新専門医制度に対する懸念が表明されております。その懸念とは、「地域医療への影響」、「日本専門医機構のガバナンス」が主たるものです。当領域は、前者については他領域ほど不安要素は多くはありませば、終済につき、現在の状態の日本専門医機構の状況とよって進りる くはありませんが、後者につき、現在の状態の日本専門医機構の枠組みに入って進めることへの不安は多くの方が感ずるところであります。まもなく体制が変わると予想される機構には、この先もしっかりと対応していく所存です。

流動的な要素が多い現状ですが、今後に向けた準備をされている方もいることから、 臨床検査医学会としましては現時点の方向性を示すべく、「臨床検査領域の平成29年 度の専門医養成について」と「2017年1月1日付更新に当たっている臨床検査専門医の 先生方へ」への2つのステートメントを専門医あてに配信しました。会員の皆さまにも

共有していただきたく今回、同じ内容をお知らせします。 内容を簡単に要約しますと、新制度は「研修」と「更新」の二つの新しい取り決めと なりますが、「研修」について来年度に向けては、初期研修修了予定者には今回認定さ なりますが、「研修」について米年度に向けては、初期研修修了や定者には今回認定された新制度のプログラムで募集すること、それ以外の医師は現行制度で募集する、としました。プログラムでの募集は、機構が機能しているならば機構のシステムを登録などに使用し、運用は学会が行います。「更新」について、次回の更新予定者には、機構専門医と学会専門医のどちらかを選択していただき、前者の場合に必要になる単位について説明しております。今回、学会専門医として更新して、次回機構専門医として更新することも可能ですので、柔軟にお考えいただけたらと思います。

こ不明な点は、臨床検査医学会事務局までお尋ねください。制度の変わり目は多少のでおれる点は、臨床検査医学会事務局までお尋ねください。制度の変わり目は多少のでおれる。

混乱が予想されますが、最小限にとどめるよう努力いたしますので、ご理解、ご協力の ほどよろしくお願いします。

「臨床検査領域の平成29年度の専門医養成について」

日本臨床検査医学会理事長 矢冨 裕 同副理事長(日本専門医機構連絡委員) 山田 俊幸

平素、学会活動にご協力いただき感謝申し上げます。

臨床検査医学会では基本領域の学会として、日本専門医機構の取り決めに従って平成 29年度から新制度で専門医を養成するため準備を進めてきました。70もの研修プログラ

29年度かり新利度で専門医を食成するため学幅を進めてきました。/0もの研修プログラムが申請され、一次審査を通過し、実質的には認定されております。予定では、専攻医の募集を始める時期でありますが、諸般の事情で実施が遅れています。
その事情とは、報道などでご存知のとおり、新制度による地域医療への弊害、機構のガバナンスへの疑義が複数の医療団体、厚生労働省の専門委員会から出されたことです。
これらの懸念を受け、日本専門医機構は6月9日の合同研修委員会で、平成29年度は推構が教い地域医療に配慮した領域が、プログラム制での理修を営会主道で開始する は準備が整い地域医療に配慮した領域が、プログラム制での研修を学会主導で開始する 「試行」を提案しました。

このような状況の中、本学会では6月11日の理事会において、平成29年度の臨床検 査専門医の養成についての以下の方針を決定しました。

(1)平成29年3月に初期臨床研修を終える研修医には今回認定されたプログラムによる 研修を適用する。

(2)それ以外の医師には現行の学会専門医養成に準じた研修を適用する ただし、(1)は、機構のシステムを利用するものですが、機構がその状況になければ、 (2)を適用、すなわちこれまでと変わらない研修となります。

なお、臨床検査医学会としましては、機構の制度の本格稼働に向け、他基本領域の専門医で、第2のキャリアとして臨床検査専門医取得を目指す医師用のオプションプログ ラムを整備する方針です。

いまだ流動的な要素の多い状況ですので、変化があり次第、会員の皆様に周知する所存 です。ご理解のほどよろしくお願いします。

「2017年1月付更新に当たっている臨床検査専門医の先生方へ」

日本臨床検査医学会理事長 矢冨 裕 同副理事長(日本専門医機構連絡委員) 山田 俊幸

1. はじめに

臨床検査領域は、2017年1月1日付更新から新制度による専門医(機構専門医)としての更新を導入します。これにあたり、当該の方に向け、更新に必要な単位について説 明します。必要書類の提出期限は11月末日ですが、それまでの準備の参考にしてくだ さい。

機構専門医での更新を導入する一方で、現制度(学会専門医)での更新も少なくとも 2019年度までは継続します。従って、学会専門医を更新する方は、現行規定が適用され ますので、ここでは詳しくは説明しません。

2. 機構専門医として更新が必要になるのは?

現専門医のすべてに機構専門医での更新を勧めますが、特に新制度における指導医として研修プログラムに掲載された方は機構専門医であることが原則求められますので機 構専門医としての更新が望まれます。

3. 今回、学会専門医として更新したらどうなるか? 次回の更新時(5年後の2021年度)に機構専門医として更新することが可能です。 ただし、今回の更新後の5年間で、必要単位50単位を初えることが、毎年平均10単 位ずつ取得していくことが望まれます(短期間で取得するのは困難)ので、この案内を参考に、遺漏なきようご準備ください。 今回、学会専門医として更新され、次回機構専門医としての更新が困難または年齢な

どの理由で必要性の低い方は、名称を変えた現専門医に相当する学会認定資格(認定医 等)を残すことが検討されていますので、学会専門医で更新されるのも選択肢です。ただし、機構の新制度が確立されますと、学会認定資格では「臨床検査専門医」を名乗 ることはできなくなることに留意ください。

4. 今回、機構専門医更新に必要な単位数

学会専門医更新に必要な40単位と、機構専門医更新に必要な10単位の計50単位が 必要になります(学会専門医更新および機構専門医更新のどちらも数単位の過不足があっ てもよいが合計としては50単位必要)。現制度の「リスクマネージメント講習会」と新 制度の「必修講習・医療安全」は、どちらかが含まれていれば可とします。なお、学術業績や講習会の単位は、「学会」と「機構」2つの制度で重複カウントできませんので注意してください。

5. 学会専門医の40単位 前回更新からの5年間で獲得した単位を使用できます(うち20単位は日本臨床検査医 学会の企画したものへの参加により取得したもの)。今回が初めての更新の方は、検査 報告書が16編必要で、8単位となります。詳細は、学会HPトップページ上段の「認定 制度」(http://www.jslm.org/recognition/index.html)→「臨床検査専門医」 →「臨床検査専門医制度規定・内規」の「認定更新制度規定」を参照してください。

6. 機構専門医の10単位

学会HPトップページ上段にある「認定制度」(上記同)→「新臨床検査専門医制度」→「新しい更新について」またはトップページ左下の「新臨床検査専門医制度について」 (http://www.jslm.org/newsys/index.html)→「新しい更新について」の

「臨床検査専門医更新基準」を参照してください。直近1年(2015年4月以降)に獲得 した単位を申請することになります。ただし、専門医共通講習のうち必修講習については直近1年ではなく、この5年間に受けたもので受講証明があれば使用できます。 単位とは直接関係しませんが、ここ1年の活動実態を別紙1で申告してください。 現時点ではここの記載の不備だけで失格とすることは想定しておりません。

診療実績は原則1単位が必要になります。報告書数にして5編です。なお、当初のべ テランに対する特別措置では、過去4回の更新者は診療実績を免除していましたが、変 更され、過去3回の更新者からに緩和されました(HPの基準の改訂はまだされておりま せん)。その方々は講習など別の種目で診療実績の代替ができることになります。

講習会受講単位は最大9単位必要になります。そのうち必修講習は最低1単位必要で す。必修講習は直近5年以内に受講したものでも出席証明があれ認められます。本年度に行われる年次学術集会や、地方会、関連学会において、いくつか講習会が設定されており、学会HPで案内されますので、受講を心がけください。なお、年次学術集会では 欠席者のためのビデオ講義の準備を検討していますが、時間数に限りがあるため、実際 の集会への出席を心がけてください。

その他の学術活動で、1-2単位充足することを検討してください。学術集会参加は 1日1単位、学会発表は示されているような単位設定になっています。

7. 更新に係る費用について

現制度(学会専門医)で更新される方はこれまでと同様に学会に1万円を納めてくだ さい。機構専門医として更新される方は、審査料として学会に1万円、認定料として機 構に1万円の計2万円の負担をお願いします。納入方法はおって周知します。

不明な点は学会事務局までお尋ねください。

日本臨床検査専門医会 事務局(水・土日祝祭日は休業日)

TEL 03-3864-0804

Fax 03-5823-4110

E-mail:senmon-i@jaclp.org

JACLaP WIRE No.177 (臨時増刊号) (2016年 6月23日)

☆発行:日本臨床検査専門医会[情報・出版委員会]

☆編集:JACLaP WIRE編集室 編集主幹:盛田 俊介

東邦大学医療センター大森病院 臨床検査部

TEL:03-3762-4151(内線3432)•FAX:03-3762-9730

会員の皆様からの寄稿をお待ちしております!

メーリングリスト配信先の変更には

1.氏名, 2.現行登録アドレスと3.変更希望メールアドレスを添えて senmon-i@jaclp.orgまで「配信先の変更希望」としてお送り下さい。